

証券コード 8744

平成19年6月13日

株 主 の 皆 様 へ

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
ユニコムグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 二 家 英 彰

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成19年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
当社本店 7階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第50期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第50期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役11名選任の件 |
| 第2号議案 | | 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件） |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://group.unicom.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成18年4月～平成19年3月)における当社グループの経営成績は、下記に述べますとおり各事業部門において減収となり、前連結会計年度実績を下回ることとなりました。

各事業部門別の業績は、以下のとおりとなっております。

i) 商品先物取引関連事業

2006年度(平成18年4月～平成19年3月)の国内商品先物市場の出来高は、市場の流動性低下が嫌気され、個人投資家の売買が手控えられたことに加え、主力銘柄の一つである石油関連銘柄における激しい相場変動が個人投資家の取引に影響し、前年度に比べて約2割減となる85,066千枚となりました。

こうした状況のもと、当社グループでは、対面取引部門での情報サービスの拡充策として携帯電話による商品先物価格の自動配信サービス「P-フラッシュ」の提供を開始し、また当下期には上昇基調となった農産物市場を中心として積極的な営業展開を推し進めました。結果、農産物市場の委託売買高では1,864千枚(前期比29.2%増)となりましたが、前述の市況要因により石油市場の委託売買高が1,412千枚(同64.5%減)と前期実績に比べて大幅減少したことが大きく響き、当社グループの商品総委託売買高としては5,801千枚(同24.7%減)にとどまることとなりました。この委託売買高の減少を受け、当連結会計年度の商品委託手数料収入は前期比33.4%減となる6,361百万円となっております。

なお、商品自己売買損益につきましては、前期が458百万円の損失であったのに対し当連結会計年度は17百万円の利益となっております。

ii) 金融先物取引業(外国為替証拠金取引)

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、取引手数料の引下げ、携帯電話を利用したリアルタイム為替レート配信サービスの提供、チャートシステムの機能向上を行うことで、顧客サービスの拡充に努め

ました。しかし、外国為替市場において、米ドル/円を始めとして総じてボラティリティが低水準となり、当社グループにおける売買高は前期比で減少し、結果、当連結会計年度の通貨取引関連収益は1,978百万円（前期比46.2%減）となりました。

iii) 証券業

当連結会計年度では、証券子会社の再編による営業体制の強化や投資信託の募集・販売に注力するなど収益力の向上に努めました。しかし、ライブドアや村上ファンドの証券取引法違反の摘発等を受け、昨年6月に日経平均株価が急落したことで、当社グループにおきましても、個人委託者の株式売買意欲が減退し、委託手数料収入が減収となりました。これに加えて、証券売買損益も前期ほどの成績を上げられなかったことから、証券業収益は5,541百万円（前期比11.5%減）となりました。

以上の各事業部門の業績を受け、当連結会計年度における当社グループの経営成績は営業収益14,268百万円（前期比25.3%減）、経常利益753百万円（同75.8%減）となりました。

また、当期純利益につきましては、期初において計上していた繰延税金資産に対して評価性引当額を立てたことによりその分法人税等調整額が増加し、またその他資本剰余金からの受取配当に係る課税額の増加もあったことから、△253百万円（前期は2,687百万円の当期純利益）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,914百万円であります。

この主な内容は、平成13年より不動産流動化を行ってまいりました当社本社ビルの買戻し（2,207百万円）であります。

③ 資金調達の様況

当社において、事業の拡大に伴う資金需要に対応できるよう、主要取引銀行と総額50億円のコミットメント契約を締結しております。

株式会社みずほ銀行 20億円

株式会社三菱東京UFJ銀行 20億円

株式会社三井住友銀行 10億円

契約期間：平成18年6月より平成19年5月まで

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

当社は、持株会社に移行するため、平成18年10月1日をもって、当社の営む商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれに附帯する業務を、子会社である日本ユニコム分割準備株式会社に承継させる会社分割を行いました。これに伴い、当社はユニコムグループホールディングス株式会社に、日本ユニコム分割準備株式会社は日本ユニコム株式会社に、それぞれ商号を変更しております。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

当社子会社であるセンチュリー証券株式会社と日産証券株式会社は、平成18年6月5日をもって、センチュリー証券株式会社の個人及び法人営業業務等を日産証券株式会社が承継する吸収分割を行いました。これに伴い、日産証券株式会社は日産センチュリー証券株式会社に、センチュリー証券株式会社はサンライズキャピタル証券株式会社に、それぞれ商号を変更しております。

また、当社は、平成19年2月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、子会社であったユニコム・インベストメント株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第47期 (平成16年3月期)	第48期 (平成17年3月期)	第49期 (平成18年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (平成19年3月期)
営業収益	16,329,320	19,378,956	19,088,694	14,268,138
経常利益	3,647,490	3,689,192	3,109,605	753,294
当期純利益	1,975,170	331,867	2,687,304	△253,551
1株当たり 当期純利益	円 139.34	円 10.35	円 197.50	円 △21.10
総資産	78,535,294	90,261,398	151,534,267	117,975,572
純資産	17,909,030	17,900,399	18,979,858	19,117,351
1株当たり 純資産額	円 1,366.39	円 1,355.65	円 1,519.43	円 1,425.49

- (注) 1. 第50期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第50期より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。
3. 純資産額には商品取引責任準備金を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本ユニコム株式会社	3,120,000千円	100.0%	商品先物取引業 金融先物取引業 証券債券仲介業
日産センチュリー証券株式会社	3,028,332千円	83.1%	証券先物取引業 金融先物取引業
サンライズキャピタル証券株式会社	1,000,000千円	95.5%	証券業
エフ・エックス・プラットフォーム株式会社	50,000千円	70.0%	外国為替証拠金取引に関するASP事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、昨年の10月をもちまして持株会社体制に移行いたしました。持株会社である当社は、グループ全体を俯瞰して経営・資本戦略を策定するとともに、人材の採用や配置等の人事機能、ITシステムの開発及び保守等のシステム機能を担ってまいります。また、M&Aを機動的に活用することで、既存事業の拡大及び新規事業への参入を図り、グループ総合力の拡大及び強化を目指してまいります。

以上に加え、次に掲げる点を当社の課題として捉え対処してまいります。

i) 既存事業の強化

(商品先物取引部門)

商品先物取引部門におきましては、預り資産の拡大に重点を置き、顧客サービスの更なる充実化に努めてまいります。

特にセミナーに注力し、経済全般を幅広く講演対象とするセミナー、相場動向分析やチャートテクニカル分析を行う投資勉強会、パソコンや携帯電話を利用した情報ツール及びネット取引システムの操作説明会、そして初心者向けの投資セミナー等を開催し、ウェブ上でのライブ配信も行ってまいります。

また、お客様へ提供する市況やチャート等の充実化、コールセンター機能の強化を行うことで、お客様の取引における利便性を高めてまいります。

(外国為替証拠金取引部門)

外国為替証拠金取引部門では、リテール部門(BtoC)の拡大及び強化に力点を置き、顧客基盤の拡大による収益の安定化を目指してまいります。同分野においては、競合他社との差別化を図るため、パソコンや携帯電話を利用した情報提供サービスの充実化、多彩なチャートシステムの提供を行い、また、特にインターネット上での効果的な広告活動を行ってまいります。

ASP事業(BtoB)におきましても、特に証券会社を中心にクライアントを増やすことで、収益基盤の強化を図ってまいります。

(証券部門)

証券業では、昨年行ったグループ証券子会社間の会社再編により、日産センチュリー証券株式会社におきましては営業支店が全国14店舗に拡大いたしました。今後も引き続き地域密着型の営業展開を推進してまいります。

また、主として地方における営業拠点の補完が見込める証券会社の買収

も検討し、積極的に実施していくことで営業力のさらなる拡大を図ってまいります。

オンライン取引部門においては、データセンターの充実化による安定運用の確保及びセキュリティ強化を行うとともに、広告媒体やホームページを効果的に利用することで、口座数の増加を図ってまいります。

また、投資信託販売を強化し顧客基盤の更なる拡大を図ってまいります。本年1月からの証券保管振替機構による投資信託振替制度の開始を受け、受益証券の預入会社の変更が容易となり、当社グループにおきましても銀行を中心とした他社預入受益証券の取り込みに重点を置いてまいります。また、証券仲業者である日本ユニコム株式会社におきましても、投資信託及び個人向け国債の販売強化による顧客基盤の拡大を図ってまいります。

ii) 収益基盤の拡充

当社グループは、収益源の多様化を重要な経営課題として掲げ、商品先物取引業のほか、外国為替証拠金取引業や証券業にも参入し事業を多角化してまいりました。

当社グループでは、今後も収益源の多様化を重要な経営課題と認識し、下記の収益部門の強化に取り組むことで、更なる収益基盤の強化を図ってまいります。

イ. ディーリング部門

ディーリング部門の収益力強化を目指し、システム売買を利用した取引手法の開発、ディーラーの育成及び増員を行うことで、ディーリング収益を安定的収益基盤に育ててまいります。

ロ. 海外事業部門

当社グループでは、台湾や米国において受託業務や投資顧問業務に取り組んでまいりました。今後は、証券市場や金融デリバティブ市場のさらなる成長が見込まれる中国やシンガポールなどの地域における受託業務や自己売買業務を行う体制を整え、海外事業の収益力強化を図ってまいります。

ハ. 商品ファンド部門

商品ファンド部門におきましては、商品ラインナップの充実化、販売部門の人員増強による営業力の強化を図り、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

iii) 内部統制システム構築

当社グループでは、昨年11月に財務報告に係わる内部統制（いわゆる日本版SOX法）への対応を行う「内部統制構築プロジェクトチーム」を立ち上げました。

財務報告に係わる内部統制は、2008年の4月から始まる事業年度（平成21年3月期）から適用されることが予定されております。当社グループでは、これまで以上に適切な内部統制システムを構築し、内部監査部門の強化による評価体制を整備することで、株主の皆様を始めすべてのステークホルダーに対し、より適切な財務報告を提供してまいります。

当社グループは、当社が創業以来掲げている“お客様とともに歩む”の理念のもと、上述の諸施策を実施することで、今後更なる企業価値及び株主価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループの主な事業は以下のとおりであります。

① 商品先物取引業

日本ユニコム株式会社において、商品取引所法に基づき国内の商品取引所に上場されている商品の受託業務及び自己売買業務を行っております。また、同社を取次ぎ先として日産センチュリー証券株式会社が商品先物取引の受託取次ぎ業務を行っております。

② 金融先物取引業（外国為替証拠金取引）

日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社において、金融先物取引法に基づき外国為替証拠金取引（店頭金融先物取引）を行っております。

③ 商品投資販売業

当社及び日本ユニコム株式会社において、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品ファンドの組成及び運用管理、販売の業務を行っております。

④ 証券業

日産センチュリー証券株式会社において、証券取引法に基づき証券取引受託業務を中心とした証券業務全般を、またサンライズキャピタル証券株式会社においては、投資銀行業務及びトレーディング業務に特化した証券業務を行っております。

また、日本ユニコム株式会社では、日産センチュリー証券株式会社を所属証券会社として証券仲介業を行っております。

(6) 主要な営業所（平成19年3月31日現在）

① 当社

本店：（東京都）中央区

② 子会社

日本ユニコム株式会社

本店：（東京都）中央区

支店：（東京都）中央区、渋谷区

仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市、台湾台北市

日産センチュリー証券株式会社

本店：（東京都）中央区

支店：（東京都）中央区、新宿区

支店：横浜市、船橋市、川口市、行田市、富士吉田市、新潟市、三條市、長岡市、大阪市、芦屋市、津山市、福岡市

サンライズキャピタル証券株式会社

本店：（東京都）中央区

エフ・エックス・プラットフォーム株式会社

本店：（東京都）中央区

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
822名	218名減

(注) 使用人数には、嘱託及び準社員を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
61名	586名減	35.5歳	6.8年

(注) 1. 使用人数は、嘱託及び準社員を含み、出向社員を除いております。
2. 使用人数が前事業年度末に比較して減少しておりますのは、主として、当事業年度中に行った持株会社体制移行に伴い、関係会社への出向社員数が増加したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,537百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	402
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,458

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,920,340株
- ③ 株主数 5,484名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
二 家 勝 明	4,536千株	37.8%
英 明 興 産 有 限 会 社	1,791	14.9

(注) 出資比率は自己株式(928,320株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
現に発行している新株予約権は以下のとおりです。
 - ・平成17年7月20日開催の取締役会決議による新株予約権
 - (イ) 新株予約権の数
2,890個
 - (ロ) 新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 289,000株（新株予約権1個当たり普通株式100株）
 - (ハ) 新株予約権の発行価額
無償
 - (ニ) 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり1,284円
 - (ホ) 新株予約権の行使期間
平成19年8月1日から平成22年7月31日まで

(ハ) 新株予約権の行使の条件

- i) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員に地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職等、新株予約権の発行の目的に照らし地位喪失後においても行使が許容される場合として取締役会が定める事由に該当する場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、当該新株予約権の相続は認めない。
- iii) その他の条件については、第48期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(ト) 当社役員の保有状況（平成19年3月31日現在）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	140個	14,000株	6名

(3) 会社役員の場合

① 取締役及び監査役の場合 (平成19年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	二家勝明	日本ユニコム株式会社代表取締役会長
取締役副会長	野澤正平	日産センチュリー証券株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	二家英彰	
取締役副社長	重光達雄	日本ユニコム株式会社代表取締役社長
常務取締役	酒井清行	統括本部長
取締役	神原克己	秘書室長
取締役	西山義信	経理担当
取締役	青山秀世	
常勤監査役	井上純之助	
監査役	河合一重	東京慈恵会医大青戸眼科非常勤医長
監査役	林口英二	

- (注) 1. 監査役河合一重氏及び監査役林口英二氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・代表取締役社長二家英彰氏及び常務取締役酒井清行氏は、日本ユニコム株式会社、日産センチュリー証券株式会社、サンライズキャピタル証券株式会社及びエフ・エックス・プラットフォームの取締役を兼務しております。
 - ・取締役神原克己氏は、日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社の監査役を兼務しております。
 - ・取締役西山義信氏は、日産センチュリー証券株式会社の取締役及びサンライズキャピタル証券株式会社の監査役を兼務しております。
3. 監査役林口英二氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役林口英二氏は、シカゴ東京銀行に昭和45年から平成8年まで在籍し、同行の経理・財務担当執行役員として21年間にわたり経理・財務業務に従事しておりました。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第49回定時株主総会（平成18年6月29日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
取締役副会長	河島 毅		平成18年9月30日
取締役	竹之内 喜義	営業管理担当	平成18年9月30日
取締役	能登谷 和雄	業務担当	平成18年9月30日
取締役	山田 譲二	情報システム部長	平成18年9月30日

(注) 上記の退任取締役は、当社の持株会社体制移行に伴う会社分割の実施後において、分割承継会社である日本ユニコム株式会社の取締役に就任し、同社経営に専念するため、分割期日（平成18年10月1日）の前日をもって退任いたしました。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	12名	377百万円
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	22 (7)
合計	15	399

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月23日開催の第35回定時株主総会において年額700百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月23日開催の第35回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 6名 118百万円
 退任監査役 2名 34百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
監査役河合一重	33回	5回	13回	13回
監査役林口英二	24	10	10	10

(注) 監査役林口英二氏は、平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において監査役に選任され、同日をもって就任しております。

b. 取締役会及び監査役会での発言状況

- ・監査役河合一重氏は、コンプライアンス徹底のための具体的な手順を各現場で明確にすることの重要性に関する指摘を行っております。
- ・監査役林口英二氏は、主に経理・財務業務経験者の見地から、当社の経理・財務管理並びにコーポレートガバナンスについて、適宜、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

(注) 1. 当社のすべての子会社につきましてもあずさ監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるものと判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社は、全役職員を対象とした行動規範として、企業倫理憲章及び企業倫理行動基準を定めるとともに、特に役員については役員規程を定め、これらの遵守を図っている。
 - (ii) 取締役会については、取締役会規程に基づく適切な運営が確保されている。取締役会は原則として月1回、その他必要に応じて随時開催することとし、必要に応じて外部の専門家の起用も行う。
 - (iii) 取締役会は、取締役間の意思疎通と業務執行に係る相互監督を通じて、法令・社内規程違反行為の未然防止に努めることとする。
 - (iv) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める方針及び分担に従い行われる各監査役の監査の対象となっている。また、当社では社外有識者からなるアドバイザリーボードを設置して経営機能に対する指導・助言を受けることで、経営機能に対する監督機能の強化を図っている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務執行に係わる情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体への記録・保存がなされており、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。
 - (ii) 当該文書等は適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、また必要に応じて顧問弁護士等を含めた情報連絡チームを組織し迅速な対応を行うことで、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるよう努めることとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、当社の経営戦略に係る重要事項については事前に常務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
 - (ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) コンプライアンス体制の基礎として、グループ役職員行動規範及びコンプライアンス規程を定めている。また、グループ全体を通じた横断的なコンプライアンス体制の整備を図るため、グループ内にコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会では必要に応じて外部者もそのメンバーとして加えながら、規則・ガイドラインの策定、役職員教育を目的とした研修の実施を行うほか、重要事項の審議にあたっては必要に応じて特別部会を設けることとする。
 - (ii) 業務執行部門から独立した組織として設置される内部監査部門を置く。
 - (iii) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
 - (iv) 使用人の法令・社内規程違反行為については、就業規則等関連規程に基づいた処分を行う。また、役員の実務・社内規程違反行為についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申することとする。

- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する行動指針として、グループ役職員行動規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めている。経営管理については、グループ会社管理規程に従い、当社への決済・報告制度による子会社経営の管理を行うこととし、必要に応じてモニタリングを行う。当社取締役及び子会社に派遣される取締役は、グループ各会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役にその内容を報告することとする。
 - (ii) 子会社が、当社から受ける経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上の問題があると認めた場合には、内部監査部門またはコンプライアンス委員会に報告を行う。内部監査部門またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役にその報告を行うが、その際に必要な意見を述べることができる。当該報告を受け、監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、必要に応じてその改善策の策定を求めることができる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役は職務を補助すべき使用人として、監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要な人員を配置する。取締役会からの独立性を確保するため、当該監査役補助者の人事評価は監査役が行い、会社がその人事異動、賃金等の改定を行う場合には事前に監査役会の承諾を得ることとする。
 - (ii) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うほか、以下に定める事項を発見した場合には速やかに監査役に対し報告を行うこととする。

- (イ) 会社の信用を大きく低下させた、または恐れのある事項
- (ロ) 会社の業績に大きく悪影響を与えた、またはその恐れのある事項
- (ハ) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (ニ) 重大な法令・社内規程違反、その他グループ行動規範への違反で重大な事項
- (ホ) その他コンプライアンス上の重要な事項

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分、システム開発費など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当（期末配当金）につきましては、1株につき40円とさせていただきます。

(7) 会社の支配に関する基本方針

現在の当社の株主構成は、安定株主による株式所有率が高い状態にあるため、現段階において特段の買収防衛策を講じる必要はないものと判断しております。

しかしながら、将来、この株主構成に大幅な変更が生じ、且つそれに伴って会社の安定的な経営遂行に毀損の恐れがあると判断される場合には、具体的な買収防衛策の導入も検討する考えであります。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,506,136	流動負債	7,261,493
現金預金	3,024,606	短期借入金	6,462,829
前払費用	23,897	一年以内に返済予定の長期借入金	120,000
未収入金	81,855	未払金	311,737
繰延税金資産	32,355	未払法人税等	266,769
その他	343,421	預り金	77,124
固定資産	22,025,674	賞与引当金	10,000
有形固定資産	3,161,420	その他	13,031
建物	1,236,760	固定負債	2,839,104
構築物	6,071	長期借入金	1,855,000
車両	4,406	預り保証金	18,092
器具及び備品	224,492	退職給付引当金	540,646
土地	1,689,688	役員退職引当金	425,365
無形固定資産	275,981	負債合計	10,100,597
借地権	20,792	純資産の部	
ソフトウェア	254,782	株主資本	15,423,362
その他	406	資本金	2,753,500
投資その他の資産	18,588,272	資本剰余金	1,954,522
投資有価証券	568,126	資本準備金	1,954,522
関係会社株式	16,850,631	利益剰余金	12,124,066
出資金	18,300	利益準備金	473,000
長期差入保証金	80,123	その他利益剰余金	11,651,066
長期前払費用	8,475	別途積立金	11,800,000
繰延税金資産	704,879	繰越利益剰余金	△148,933
その他	392,185	自己株式	△1,408,726
貸倒引当金	△34,450	評価・換算差額等	7,851
		その他有価証券評価差額金	7,851
資産合計	25,531,811	純資産合計	15,431,213
		負債・純資産合計	25,531,811

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	5,308,592
経営指導料	780,000
受取手数料収入	3,466,214
商品先物取引損益	△9,156
通貨取引連収	907,269
商品の買損	776
その他営業収	163,488
販売費及び一般管理費	5,467,065
営業外損失	158,473
営業外収益	783,739
受取利息	11,052
有価証券利息	18,429
受取配当金	7,596
投資有価証券売却益	52,650
名目組合収	471,483
事務の営業外託収	143,089
その他営業外収	79,438
営業外費用	135,808
支払利息	107,996
投資事業組合費用	18,798
その他営業外費用	9,012
経常利益	489,457
特別利益	216,561
貸倒引当金戻入	6,368
関係会社株式売却益	52
受取違約金	210,141
特別損失	551,277
商品取引責任準備金繰入	132,984
固定資産除売却損	192,274
投資有価証券評価損	147,000
抱合せ株式消滅差	60,697
出資金償還	16,300
役員退職金	2,020
税引前当期純利益	154,742
法人税、住民税及び事業税	250,583
法人税等調整額	425,100
当期純損失	520,942

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成18年3月31日 残高	2,753,500	1,954,522	1,954,522	473,000	11,457,000	1,405,001	13,335,001	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△489,992	△489,992	
役員賞与						△200,000	△200,000	
別途積立金					343,000	△343,000	-	
当期純損失						△520,942	△520,942	
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	343,000	△1,553,934	△1,210,934	
平成19年3月31日 残高	2,753,500	1,954,522	1,954,522	473,000	11,800,000	△148,933	12,124,066	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日 残高	△858,588	17,184,435	173,037	173,037	17,357,472
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△489,992			△489,992
役員賞与		△200,000			△200,000
別途積立金					-
当期純損失		△520,942			△520,942
自己株式の取得	△550,138	△550,138			△550,138
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）	-	-	△165,186	△165,186	△165,186
事業年度中の変動額合計	△550,138	△1,761,072	△165,186	△165,186	△1,926,258
平成19年3月31日 残高	△1,408,726	15,423,362	7,851	7,851	15,431,213

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法。また、平成16年の証券取引法の改正により有価証券としてみなされることとなった投資事業組合及びそれに類する組合等への出資は、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当事業年度の損益として計上し、組合等の保有する有価証券の評価差額のうち持分相当額を全部純資産直入法により処理しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

- ④ 役員退職引当金 役員退職金の支給に備えるため、内規に基づき制度廃止時の支給予定額を計上しております。なお、当社は役員退職慰労金規程を平成16年3月31日付けをもって廃止し、以後追加引当は行っておりません。
- ⑤ 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同施行規則に定める額を計上しております。
- (4) 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未収入金を含めて表示しております。
- ② 連結納税制度の適用 当事業年度から連結納税制度を適用しております。
- (7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年3月29日 法務省令第28号）に基づいて、計算書類を作成しております。
- (8) 会計方針の変更
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は、15,431,213千円であります。
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年3月29日 法務省令第28号）により作成しております。
(ストック・オプション等に関する会計基準)
当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

(企業結合及び事業分離等に関する会計基準)

当事業年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

(役員賞与に関する会計基準)

役員賞与については、従来、利益処分により未処分利益の減少として会計処理していましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用し、発生時に費用処理することとしております。この結果、営業損失が137,000千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

2. 追加情報

企業結合・再編に関する事項

- (1) 当社は持株会社に移行するため、平成18年10月1日をもって当社の営む商品先物取引業、金融先物取引業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を、子会社である日本ユニコム分割準備株式会社に承継させる会社分割を行いました。これに伴い当社は「ユニコムグループホールディングス株式会社」に、日本ユニコム分割準備株式会社は「日本ユニコム株式会社」に、それぞれ商号変更しております。

なお、分割に伴い日本ユニコム株式会社へ引き継いだ資産負債は以下のとおりであります。

流動資産	34,932,756千円	流動負債	28,689,922千円
固定資産	4,122,606千円	特別法上の準備金	284,045千円
		その他有価証券評価差額金	81,411千円

- (2) 当社は、平成19年2月1日をもって、当社を存続会社とし、子会社であったユニコム・インベストメント株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

これに伴いユニコム・インベストメント株式会社より受け入れた資産負債は以下のとおりであります。

流動資産	151,777千円	流動負債	663,021千円
固定資産	7,082,358千円	固定負債	6,561,811千円

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金預金	2,500,000千円
建物	834,402千円
土地	1,359,411千円
計	4,693,813千円

上記の担保資産に対応する債務は次のとおりです。

短期借入金	2,012,829千円
一年以内に返済予定の長期借入金	120,000千円
長期借入金	1,855,000千円
計	3,987,829千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 546,683千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	108,362千円
② 短期金銭債務	3,462,023千円
③ 長期金銭債務	1,043千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による収入	948,696千円
② 営業取引以外の収入	157,659千円
③ 営業取引による支出	380,083千円
④ 営業取引以外の支出	38,986千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	670,540株	257,780株	一株	928,320株

(注) 自己株式の数の増加の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加分257,600株、単元未満株式の買取りによる増加分180株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入限度超過額	4,060千円
未払事業税	22,330
その他	5,965
繰延税金資産（流動資産）小計	32,355
貸倒引当金繰入限度超過額	13,986
退職給付引当金否認	219,502
役員退職引当金否認	172,698
投資有価証券評価損否認	59,682
子会社株式	445,609
子会社の減資に伴う譲渡益課税額	300,258
子会社の減資に伴うみなし配当額	138,980
その他	56,126
繰延税金資産（固定資産）小計	1,406,844
評価性引当額	△696,599
繰延税金資産（固定資産）合計	710,244
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△5,366
繰延税金資産の純額	737,233

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	18.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8
住民税均等割等	6.1
子会社の減資に伴う譲渡益課税額	194.0
評価性引当額の計上	179.2
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	436.7

7. 退職給付関係の注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日現在）

① 退職給付債務	△1,022,382千円
② 年金資産	670,039
③ 未積立退職給付債務 ①+②	△352,342
④ 会計基準変更時差異の未処理額	—
⑤ 未認識数理計算上の差異	△188,304
⑥ 未認識過去勤務債務	—
⑦ 貸借対照表計上額純額 ③+④+⑤+⑥	△540,646
⑧ 前払年金費用	—
⑨ 退職給付引当金 ⑦+⑧	△540,646

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	△217,645千円
② 利息費用	△31,461
③ 期待運用収益	21,179
④ 会計基準変更時差異の処理額	—
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	30,073
⑥ 過去勤務費用の費用処理額	—
⑦ 退職給付費用 ①+②+③+④+⑤+⑥	△197,855

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.5%
③ 期待運用収益率	2.5%
④ 数理計算上の差異の処理年数	5年

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	571,667千円	436,090千円	135,577千円
その他 (器具及び備品等)	438,458	201,152	237,305
合計	1,010,125	637,242	372,883

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	198,271千円
1年超	338,995千円
合計	537,267千円

- (3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

- (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

- (3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	日本エココム㈱	3,120,000	商品先物取引業、 金融先物取引業、 商品投資資産販売業、 証券仲介業	100.0	取締役 5名 監査役 1名	経営指導	経営指導料の 受け入れ	780,000	—	—
							運転資金 の借入れ	2,400,000	短期借入金	2,400,000
							利息の支払	24,729	その他の 流動負債	—
子会社	サンライズ キャピタル証券㈱	1,000,000	証券業	95.5	取締役 2名 監査役 1名	経営管理	運転資金 の借入れ	1,050,000	短期借入金	1,050,000
							利息の支払	11,921	その他の 流動負債	11,921
							その他資本剰余 金からの配当	1,961,700	—	—

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の子会社等と当社との取引条件については、市場価格を参考に協議の上、決定しております。

上記以外の取引については、「2. 追加情報」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,286円79銭
(2) 1株当たり当期純損失	43円35銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	107,340,727	流動負債	92,440,201
現金預金	16,910,189	信用取引負債	27,789,709
委託者未収金	536,307	短期借入金	5,202,829
有価証券	1,593,191	一年以内に償還予定の長期借入金	120,000
保管有価証券	6,233,426	未払法人税等	338,403
金銭の信託	26,796,210	賞与引当金	211,490
信用取引資産	32,461,415	預り証拠金	14,252,940
差入保証金	17,540,539	預り証拠金代用有価証券	6,006,109
委託者先物取引差金	1,916,404	外国為替取引預り証拠金	9,811,345
未収入金	1,483,005	外国為替取引預り証拠金代用有価証券	227,316
繰延税金資産	131,839	預り金	17,521,734
その他	1,940,933	受入保証金	9,814,961
貸倒引当金	△202,736	その他	1,143,360
固定資産	10,634,845	固定負債	5,892,683
有形固定資産	5,048,450	長期借入金	1,855,000
建物及び構築物	2,074,070	退職給付引当金	967,730
土地	2,138,006	役員退職引当金	678,198
その他	836,374	負ののれん	1,832,416
無形固定資産	758,057	繰延税金負債	256,262
ソフトウェア他	758,057	その他	303,076
投資その他の資産	4,828,337	特別法上の準備金	786,499
投資有価証券	1,942,659	商品取引責任準備金	261,162
出資金	272,443	(商品取引所法第221条)	
繰延税金資産	667,643	証券取引責任準備金	525,336
その他	3,204,230	(証券取引法第51条)	
貸倒引当金	△1,258,639	負債合計	99,119,384
資産合計	117,975,572	純資産の部	
		株主資本	16,976,561
		資本金	2,753,500
		資本剰余金	1,954,522
		利益剰余金	13,677,265
		自己株式	△1,408,726
		評価・換算差額等	117,967
		その他有価証券評価差額金	117,967
		少数株主持分	1,761,659
		純資産合計	18,856,188
		負債・純資産合計	117,975,572

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	14,268,138
受取手数	11,325,471
買掛	214,849
取引関係	1,978,856
その他	748,959
販売費及び一般管理費	14,554,312
営業損失	286,173
営業外収益	1,224,372
受取配当	75,221
匿名組合	137,621
投資有価証券売却	471,483
為替差益	65,674
のれんの償却	96,440
持分のよる投資利益	229,930
その他	9,769
営業外費用	184,904
支払利息	120,283
投資事業組合費	18,798
社債利息	3,788
支払手数料	22,500
その他	19,532
特別利益	753,294
投資有価証券売却	513,978
受取違約金	286,309
その他	210,141
特別損失	858,679
商品取引責任準備金繰入額	105,247
証券取引責任準備金繰入額	73,802
固定資産除売却損	266,892
投資有価証券評価損	147,538
減損損失	27,961
統括関係連費	177,227
その他	60,009
税金等調整前当期純利益	408,593
法人税、住民税及び事業税	401,145
法人税等調整額	193,796
少数株主利益	67,203
当期純損	253,551

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高	2,753,500	1,954,522	14,632,009	△858,588	18,481,443
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△489,992		△489,992
役 員 賞 与			△211,200		△211,200
当 期 純 損 失			△253,551		△253,551
自 己 株 式 の 取 得				△550,138	△550,138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△954,743	△550,138	△1,504,881
平成19年3月31日 残高	2,753,500	1,954,522	13,677,265	△1,408,726	16,976,561

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残高	342,498	342,498	4,164,074	22,988,017
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△489,992
役 員 賞 与				△211,200
当 期 純 損 失				△253,551
自 己 株 式 の 取 得				△550,138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△224,531	△224,531	△2,402,415	△2,626,946
連結会計年度中の変動額合計	△224,531	△224,531	△2,402,415	△4,131,828
平成19年3月31日 残高	117,967	117,967	1,761,659	18,856,188

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 日本ユニコム株式会社
日産センチュリー証券株式会社
サンライズキャピタル証券株式会社
エフ・エックス・プラットフォーム株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社
富士マネジメント株式会社
AURA, INC.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社トレードビジョン

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社
富士マネジメント株式会社
AURA, INC.
クラスターアセットマネジメント株式会社
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないためであります。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

日本ユニコム株式会社（設立時の商号：日本ユニコム分割準備株式会社）につきましては、平成18年4月12日に設立し、当期より連結の範囲に含めております。

また、エフ・エックス・プラットフォーム株式会社につきましては、従来は持分法適用会社としておりましたが、当社グループ内において重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

なお、当連結会計年度において、連結子会社であるエフ・エックス・プラットフォーム株式会社は事業年度の末日を12月31日から3月31日に変更しておりますが、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を基礎とし、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法。ただし、平成16年の証券取引法の改正により有価証券としてみなされることとなった投資事業組合及びそれに類する組合等への出資は、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当連結会計年度の損益として計上し、組合等の保有する有価証券の評価差額のうち持分相当額を全部純資産直入法により処理しております。

ハ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年から50年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

④ 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 退職給付引当金 当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。
- ニ. 役員退職引当金 当社及び日産センチュリー証券株式会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく制度廃止時の支給予定額を計上しております。なお、当社は平成16年3月31日付けをもって、日産センチュリー証券株式会社は平成18年3月31日付けをもって役員退職慰労金規程を廃止し、以後追加引当を行っておりません。
- ホ. 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同施行規則に定める額を計上しております。
- ヘ. 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。
- ⑤ 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑥ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は納税主体ごとに相殺の上、未収入金及び未払金に含めて表示しております。
- ロ. 連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんについては、発生ごと及び連結子会社ごとに償却期間を定め、均等償却を行うこととしております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却する方法によっております。
- (8) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年3月29日 法務省令第28号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。
- (9) 会計方針の変更
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）
当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は、17,094,528千円であります。
なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年3月29日 法務省令第28号）により作成しております。
（ストック・オプション等に関する会計基準）
当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。
（企業結合及び事業分離等に関する会計基準）
当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。
（役員賞与に関する会計基準）
役員賞与については、従来、利益処分により未処分利益の減少として会計処理していましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用し、発生時に費用処理することとしております。この結果、営業損失が206,500千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

2. 追加情報

企業結合・再編に関する事項

- (1) 当社の連結子会社であるセンチュリー証券株式会社及び日産証券株式会社は、平成18年6月5日をもちまして、センチュリー証券株式会社の個人及び法人営業業務等を吸収分割の方法により日産証券株式会社に承継させております。これに伴い、同日をもって、日産証券株式会社は「日産センチュリー証券株式会社」に、センチュリー証券株式会社は「サンライズキャピタル証券株式会社」にそれぞれ商号を変更しております。
- (2) 当社は持株会社に移行するため、平成18年10月1日をもちまして当社の営む商品先物取引業、金融先物取引業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を、連結子会社である日本ユニコム分割準備株式会社に承継させる会社分割を行いました。これに伴い当社は「ユニコムグループホールディングス株式会社」に、日本ユニコム分割準備株式会社は「日本ユニコム株式会社」に、それぞれ商号変更しております。

なお、分割に伴い日本ユニコム株式会社へ引き継いだ資産負債は以下のとおりであります。

流動資産	34,932,756千円	流動負債	28,689,922千円
固定資産	4,122,606千円	特別法上の準備金	284,045千円
		その他有価証券評価差額金	81,411千円

- (3) 当社は、平成19年2月1日をもちまして、当社を存続会社とし、連結子会社であったユニコム・インベストメント株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

これに伴いユニコム・インベストメント株式会社より受け入れた資産負債は以下のとおりであります。

流動資産	151,777千円	流動負債	663,021千円
固定資産	7,082,358千円	固定負債	6,561,811千円

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,841,229千円
- (2) 担保に供している資産

① 担保資産の内訳

現金及び預金	4,440,000千円
預託金	298,000千円
建物及び構築物	834,402千円
土地	1,359,411千円
投資有価証券	73,450千円
計	7,005,263千円

上記のほか、証券取引に係る担保資産として以下のものがあります。
(信用取引の自己融資見返り株券の時価)

先物取引差入証拠金の代用	152,250千円
信用取引借入金の担保	303,600千円
短期借入金等の担保	2,666,260千円
(東京証券取引所清算基金担保として差し入れた投資有価証券の時価)	189,852千円

② 対応する債務の内訳

短期借入金	3,902,829千円
一年以内に返済予定の長期借入金	120,000千円
長期借入金	1,855,000千円
信用取引借入金	25,078,307千円

③ 銀行から受けている保証額

商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等による保証に対する求償債務保証額	500,000千円
商品取引所法施行規則第98条第1項第3号に基づく銀行による契約弁済保証額	1,000,000千円

(3) 預託している資産

取引証拠金等の代用として、次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

有価証券	1,517,070千円
保管有価証券	5,702,121千円
投資有価証券	403,584千円
計	7,622,775千円

上記のほか、証券取引に係る預託資産として以下のものがあります。

① 差し入れた有価証券等の時価額

信用取引借入金の本担保証券	24,929,353千円
差入証拠金代用有価証券	11,558,042千円
計	36,487,396千円

② 差入を受けた有価証券等の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	29,253,979千円
受入保証金代用有価証券	11,295,255千円
計	40,549,235千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,920,340株	一株	一株	12,920,340株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	670,540株	257,780株	一株	928,320株

(注) 自己株式の数の増加の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加分257,600株、単元未満株式の買取りによる増加分180株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 489,992千円
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成18年3月31日
- ・ 効力発生日 平成18年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

イ. 平成19年3月22日開催の取締役会において以下の普通株式の配当に関する事項を決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 479,680千円
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,425円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円10銭 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している固定資産の主なものは以下のとおりであります。

科目	摘要	目的
器具及び備品	サーバ	外国為替証拠金取引に使用するものであります。
ソフトウェア他	ソフトウェア	外国為替証拠金取引に使用するものであります。

7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
日本ユニコム(株) 渋谷支店	建物附属設備	東京都	22,340千円
日本ユニコム(株) 渋谷支店	器具及び備品	東京都	5,621千円
合計			27,961千円

上記の支店につきましては、平成19年4月9日付けで閉鎖する事が決定していたため、当連結会計年度に減損損失計上することいたしました。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月22日

ユニコムグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 寅 喜 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 貞 廣 篤 典 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニコムグループホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準、企業結合に係る会計基準、事業分離等に関する会計基準及び役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月22日

ユニコムグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 寅 喜 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 貞 廣 篤 典 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニコムグループホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニコムグループホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準、企業結合に係る会計基準、事業分離等に関する会計基準及び役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月29日

ユニコムグループホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役 井上 純之助 ㊟

社外監査役 河合 一重 ㊟

社外監査役 林 口 英 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
1	二 家 勝 明 (昭和17年1月22日生)	昭和38年9月 東京北辰商品株式会社入社 昭和46年5月 同社取締役 昭和54年7月 当社代表取締役専務 昭和56年2月 当社代表取締役社長 平成5年5月 社団法人日本商品取引員協会理事 平成5年10月 東京穀物商品取引所理事 (現任) 平成9年6月 当社代表取締役会長 (現任) 平成10年5月 社団法人商品取引受託債務補償基金協会副理事長 平成11年4月 日本商品先物取引協会理事 日本商品先物振興協会理事 平成13年6月 日本商品先物振興協会会長 平成16年12月 株式会社日本商品清算機構 取締役 平成17年4月 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金理事 (現任) 平成17年8月 経済産業省産業構造審議会 臨時委員 平成18年6月 日本商品先物取引協会副会 長 (現任) 平成18年10月 日本ユニコム株式会社代表 取締役会長 (現任) (他の法人等の代表状況) 日本ユニコム株式会社代表取締役会長	4,536,240株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
2	野澤正平 (昭和13年4月3日生)	昭和39年4月 山一証券株式会社入社 昭和63年8月 同社営業開発部長 平成2年6月 同社取締役金融法人本部副本部長 平成6年4月 同社常務取締役名古屋支店長 平成8年4月 同社専務取締役名古屋支店長 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成12年3月 株式会社シリコンコンテンツ代表取締役会長 平成15年4月 大木建設株式会社特別顧問 平成16年4月 センチュリー証券株式会社(現サンライズキャピタル証券株式会社) 特別顧問 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 日産センチュリー証券株式会社代表取締役社長(現任) 平成18年6月 当社取締役 平成18年10月 当社取締役副会長(現任) (他の法人等の代表状況) 日産センチュリー証券株式会社代表取締役社長	一株
3	二家英彰 (昭和48年12月5日生)	平成8年4月 国際証券株式会社入社 平成9年7月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成18年10月 当社代表取締役社長(現任)	44,000株
4	重光達雄 (昭和33年1月24日生)	昭和56年4月 当社入社 平成4年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成18年10月 当社取締役副社長(現任)	81,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
5	酒井清行 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 株式会社東食入社 昭和61年8月 ファースト・シカゴ銀行入行 昭和62年8月 BHF銀行入行 平成9年6月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画部長 平成16年10月 当社執行役員経営企画部長 平成18年6月 当社取締役 平成18年10月 当社常務取締役(現任)	200株
6	神原克己 (昭和29年2月20日生)	昭和48年10月 北辰商品株式会社入社 昭和53年2月 カネキ商事株式会社入社 昭和57年5月 当社入社 平成8年6月 当社取締役(現任)	97,700株
7	西山義信 (昭和30年5月11日生)	昭和52年3月 北辰商品株式会社入社 昭和55年8月 小口会計事務所入社 昭和58年7月 宮栄株式会社入社 昭和61年4月 当社入社 平成13年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社執行役員経理部長 平成18年6月 当社取締役(現任)	5,000株
8	青山秀世 (昭和35年11月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年4月 当社日本橋支店長 平成10年10月 当社本店長 平成12年6月 当社取締役(現任)	41,300株
9	種田健 (昭和35年6月19日生)	昭和58年4月 三菱信託銀行入行 昭和63年11月 マニファクチャライズ・ハノーバ・トラスト銀行入行 平成4年4月 パンカース・トラスト銀行入行 平成7年9月 ファースト・シカゴ銀行入行 平成12年10月 ドレスナー銀行入行 平成14年3月 当社入社 平成18年12月 当社情報システム部長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
10	河島 毅 (昭和20年6月28日生)	昭和43年4月 三井物産株式会社入社 平成9年6月 三井物産フューチャーズ株式会社取締役社長 平成13年9月 三井物産株式会社非鉄貴金属本部部長 平成14年6月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役副会長 平成18年10月 日本ユニコム株式会社取締役副会長 平成19年5月 同社代表取締役社長（現任） (他の法人等の代表状況) 日本ユニコム株式会社代表取締役社長	16,400株
11	貫 雄 彦 (昭和39年8月12日生)	昭和62年4月 山一証券株式会社入社 平成10年4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成16年3月 センチュリー証券株式会社 (現 サンライズキャピタル証券株式会社) 常務取締役 平成17年12月 日産証券株式会社 (現 日産センチュリー証券株式会社) 取締役 平成18年4月 センチュリー証券株式会社 (現 サンライズキャピタル証券株式会社) 専務取締役 平成18年6月 日産センチュリー証券株式会社専務取締役 (現任) 平成18年6月 サンライズキャピタル証券株式会社取締役 (現任)	一株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

また、当社は、平成4年6月23日開催の第35回定時株主総会におきまして取締役報酬額につきましては年額700百万円以内にご承認いただいておりますが、これとは別枠にて取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役及び当社関係会社の取締役、従業員に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、当社企業価値の継続的な向上を図るためであります。なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。
2. 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
3. 新株予約権の割当日
当社取締役会に委任するものとする。
4. 新株予約権発行の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式580,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
 - (2) 新株予約権の数
5,800個を上限とする。この内、取締役に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の公表する当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格を下回る場合には、当該最終価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成21年8月1日から平成24年7月31日まで

(5) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使するこ

とができる。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(7)新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたとき、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権が上記(5)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9)組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権の権利行使期間
前記(4)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める権利行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑦新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(7)に準じて決定する。
 - ⑧新株予約権の取得事由
前記(8)に準じて決定する。
- (10)新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
5. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項
上記により、当社取締役に対して割当てる新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正価格に、割総数を当日において在任する当社取締役に割当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とする。
なお、本新株予約権1個当たりの公正価額については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）に従い、適切に評価するものとする。

以 上